

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、6番村岡清邦君、7番小川保君を指名いたします。

日程第2、委員長報告を行います。

まず、3月9日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、小川保君。

総務教育常任委員会委員長（小川 保）

おはようございます。

平成29年3月9日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

議案第1号、多度津町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について。

議案第2号、多度津町企業立地促進条例の制定について。

議案第3号、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の全部改正について。

議案第4号、多度津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について。

議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

議案第8号、多度津町税条例等の一部改正について。

議案第9号、多度津町リサイクルプラザ設置条例の一部改正について。

議案第12号、平成28年度多度津町一般会計補正予算（第4号）。

議案第13号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）。

議案第14号、平成28年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）。

議案第15号、平成28年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）。

議案第16号、平成28年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）。

議案第17号、平成29年度多度津町一般会計予算。

議案第18号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険予算。

議案第19号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算。

議案第20号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道予算。

議案第21号、平成29年度多度津町特別会計介護保険事業予算。

議案第22号、平成29年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算。

議案第23号、平成29年度多度津町水道事業会計予算。

議案第24号、丸亀市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について。

議案第25号、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約の制定について。

請願第1号、学校給食センターの統合整備計画と民間委託の見直しを求める請願書。

審議結果、議案第1号から議案第9号、議案第12号から議案第25号及び請願1件について。

委員、傍聴議員より。

一つ、多度津町企業立地促進条例の4条で、当該3年間における助成金の総額は、5億円を限度とすると表記しているが、どのような過程で決めたのか。

一つ、今回、し尿汲み取り料金を改正したら年間全体でどの位になるのか。

一つ、年間の汲み取り量が、2～3%減ってきているのは、合併浄化槽等に移行されているのか。

一つ、繰越明許費の項目、事業名、金額について、記載されているが、予め議会の方に報告があってもよいのではないのか。

一つ、公共下水道補正予算の工事請負費の中で、雨水幹線の暗渠工事が次年度へ延期という事だが、どのようになっているのか。

一つ、新年度予算の消防施設費の工事費2,483万円と体育施設費の工事費5,575万2,000円は、これは何処の工事なのか。

一つ、幼稚園費の工事費は、多度津幼稚園のトイレの改修と聞いているが、町内学校施設の洋式トイレの設置率はどの位なのか。

一つ、白方漁港高潮対策事業について、教えてほしい。

一つ、学校建設費の工事費で、中学校トイレの改修工事の説明をお願いしたい。

一つ、交通安全施設整備費と健やか子ども基金通学カラー舗装事業は、何処なのか。

一つ、公共下水道予算の業務管理費が、前年度に比べて新年度が増えているが、どんな事業が追加されたのか。

一つ、水道料金をそのまま据え置いておけば、どのような比率になるのか。

一つ、この1市2町の協議会に関する規約については、新年度予算上、制定の時期が遅い。また、一部、表記がおかしいと考える。

一つ、1市2町学校給食センター整備費の負担割合についての説明をしてほしい。

一つ、1市2町学校給食センター整備事業は、執行部側から何回も報告を受けており、他市町の議会でも了承され、平成31年8月26日の給食供用開始を目途に事業が進んでいるので、計画の一旦凍結については、難しいと考えられるので、請願書には反対である。

一つ、学校給食センター整備事業は、1市2町が進めていくことに反対でないが、今回の請願者は、保護者の方々と聞いており、多度津町の給食は子供達が、本当に安心して食べられる、また、ひまわりの会から目に見える食材の提供が大切という保護者の思いがあることから、一部を除いて賛成である。

一つ、1市2町学校給食センター整備事業は、議会で可決され、方向性は決まっているので反対でないが、請願事項の1、2、3は、今後考えなければいけない事項だと思うので、一部を除いて賛成である。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、助成金の総額は5億円を限度とするとの根拠は、近隣市町の状況を勘案しながら、定めたものである。

一つ、平成27年度汲み取り料で計算すると、約70%増の1,500万円強である。

一つ、毎年、合併浄化槽への転換や下水道への接続を実施している。また、空き家等もある。

一つ、繰越明許費は、補正予算の審議時に説明しているが、今後、できる限り事前に説明する。

一つ、雨水幹線の暗渠工事は、当初想定していた地盤と異なったため、工法の見直しにより工事を繰り越すものである。

一つ、消防施設費の工事費は、多度津中学校に耐震性の貯水槽を設置する工事である。また、体育施設費の工事費は、町民体育館玄関の外壁の改修工事と温水プールの外壁の大規模改修である。

一つ、学校施設におけるトイレの洋式化率は、多度津町の場合、全243個中洋式化しているのが139箇所です。57.2%です。

一つ、白方漁港高潮対策事業は、3年計画で平成29年度2,000万円、平成30、31年度が各4,000万円で、総額1億円を予定している。なお、国が1/2、県が1/4の補助となっている。

一つ、多度津中学校のテニスコートにあるトイレの改修工事で、下水道にも接続し、新しく簡易式トイレを設置する工事である。

一つ、交通安全施設整備費は、各自治会からの要望に叶えるものの予算であ

り、カラー舗装については、白方地区の新島公民館から白方小学校の南門までを舗装し、歩道部を健やか基金でカラー舗装するものである。

一つ、業務管理費が増えたのは、港町汚水中継ポンプ場のポンプ交換工事やマンホールポンプの監視システム等の交換工事と認可変更の委託料を計上したためである。

一つ、水道料金を現行のままでいくと、平成39年、区分経理終了時点で内部留保はマイナスになる。また、企業債残高は、料金収入に対して3.72で3.5を超えて、NGという試算結果である。

一つ、1市2町の協議会規約の各条文での表記は、適当であると思われる。

一つ、1市2町の債務負担行為の限度額の総額は、74億8,116万3,000円で、その内施設整備費に係るものが、27億279万2,000円の内25%が6億7,569万9,000円部分を均等割り、残りの20億2,709万3,000円を喫食数で割るということである。維持管理運営費は、77億7,837万1,000円で、全て喫食数で割って、負担割合を設定している。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号から議案第9号及び議案第12号から議案25号については、委員会として原案を可決し、請願第1号については、委員会として原案を不採択とした。

また、その他として、執行部より3件の報告がありました。

以上、ご報告申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、3月13日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

建設産業民生常任委員会委員長、金井浩三君。

建設産業民生常任委員会委員長（金井 浩三）

おはようございます。

平成29年3月13日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第10号、多度津町道路占用条例の一部改正について。

議案第11号、多度津町水道事業給水条例の一部改正について。

審議結果。

議案第10号、議案第11号について、委員、傍聴議員より。

一つ、今回の道路占用条例の改正により、町内では、どの位の本数があるの

か。また、どの位の減収となるのか。

一つ、水道料金について、現状でいくと10年間で、給水人口や料金収入も減少しているが、この減少になる根拠を説明してほしい。

一つ、水道料金の値上げについては、町民に対して、どういうふうに説明していくのか。一つ、多度津町の給水施設は、今後、どのようになるのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、今回の道路占用条例改正により、電柱を含めて四国電力1,660本、N T T1,865本、地下埋設管が35,067m、四国ガスは、地下埋設管27,249m、後郵便局のポストも含めている。予算は、約210万円の減収となる予定である。

一つ、水道料金は、前段で27年度末に広域の方で財政シミュレーションを示された資料を基に、町独自による給水人口の減少や、今後10年間における一般会計繰入金等を見込んで、財政収支見通しを作成したものである。

一つ、水道料金の値上げについての周知は、改定が認められると広報やホームページ、個別に文書等を配布、送付し、漏れのないようにしたい。

一つ、給水・取水施設の55年度までの計画は、すべての水源は企業団の方に移行する予定である。なお、北鴨浄水場については、電気設備工事を行い平成40年位まで使えると考えている。それ以降は、2次計画の中で検討していく。

以上のような答弁があり、審議の結果、付託案件の議案第10号及び議案第11号については、委員会として原案を可決した。

またその他として、執行部より5件の報告がありました。

以上で報告終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。